

別紙 2

特記仕様書

第1章 総則

1 修繕材料

- (1) 修繕に使用する材料（以下「修繕材料」という。）は、原則として甲が水道用資材として承認したものとする。
- (2) 口径50mm以下の修繕材料は、原則として乙が準備すること。ただし、特に必要があると認めるときは、甲が修繕材料を支給するものとする。
- (3) 乙は、甲から修繕材料を支給された場合は、運搬及び取扱いに注意すること。また、支給された修繕材料を減失又はき損した場合は、乙の負担によりこれを取り替えること。

2 使用車両

- (1) 乙は、使用車両を私有地内に駐車しないこと。ただし、やむを得ず私有地内に駐車する場合は、必ず土地所有者の承諾を得ること。
- (2) 乙は、使用車両を公道に駐車する場合は、道路交通法を遵守し、近隣住民の承諾を得ること。その際、玄関前や駐車場出入口付近等の近隣住民の迷惑になる場所には、駐車しないこと。
- (3) 乙は、道路幅員が狭く車両のすれ違いが困難な場所には、使用車両を駐車しないこと。

3 安全管理

乙は、労働安全衛生法等の労働安全衛生に関する法令を遵守するとともに、最新の「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「土木工事安全施工技術指針」等を参考にし、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

4 手直し

乙が施行した修繕で、「第2章 水道管修繕」によらない等の不備があった場合は、手直しを指示する場合がある。この場合の手直しに要する費用は、乙の負担とする。

5 残土等の処分

修繕により発生した残土、廃材は、適正に処分すること。

第2章 水道管修繕

1 導水管、送水管及び工業用水道事業の配水管修繕

導水管、送水管及び工業用水道事業の配水管の修繕は、甲の担当職員と修繕方法及び修繕材料等を協議の上、原則として甲の担当職員の立会いのもとで施行すること。

2 配水管及び飲用水供給施設の配水管修繕

- (1) 既設管の修繕については、同口径、同管種で施行すること。これにより難しい場合は、甲の担当職員の指示を受けること。
- (2) VP用袋ジョイントは、ソケット中心部の部分破損の場合のみに使用し、直部の破損やソケット抜け等の場合には、使用しないこと。また、SKX継手や袋ジョイント等の補修材で修繕を施行した場合は、腐食対策のため、その本体周囲にポリエチレンスリーブを巻くこと。
- (3) 床付面に岩塊等の突起物がある場合は、管保護のため離隔を取り、必ず新しい敷き砂をすること。
- (4) 配水管及び飲用水供給施設の配水管（以下、「配水管」という。）（VP及びHIVP）の管末付近の修繕を施行する際に、排水栓がない場合は、原則として排水栓を設置すること。ただし、排水栓の設置が困難な場合は、甲の担当職員と協議すること。
- (5) 排水栓を設置する場合は、甲型止水栓を設置すること。排水栓きょうは文字入り全面カラー（白色）とすること。放水口は側溝の高い位置から取り出し、管端は放水時に容易に管が延長できるようソケットとする。この場合、ソケットの口が側溝内に飛び出さないように側壁面に沿って設置すること。
- (6) VP及びHIVPの管末は、インサートバルブソケット、鋼管ソケット及び四角プラグを用い、施行後に防食テープを巻くこと。水道配水用ポリエチレン管の管末はEFキャップとすること。
- (7) 上記に定めがない事項については、甲の担当職員と協議の上、修繕を施行すること。

3 給水管及び飲用水供給施設の給水管修繕

- (1) 既設管の修繕については、同口径で施行すること。ただし、これにより難しい場合は、甲の担当職員の指示を受けること。
- (2) 配水管から分岐した鉛管を修繕する場合は、原則として分岐から水道メータ（以下「メータ」という。）までは水道給水用ポリエチレン管、メータの二次側1 mまではH I V Pに布設替えすること。また、同一掘削箇所には他の鉛管が布設されている場合は、同様に水道給水用ポリエチレン管に布設替えすること。
- (3) 私有地内の鉛管の延長が5 mを超える等（障害物がある等）で上記(2)の施行が困難な場合でも、公道内（横断方向）については全て水道給水用ポリエチレン管に布設替えすること。
- (4) 公道内で縦断方向に布設された鉛管の総延長が5 mを超える場合は、甲の担当職員の指示を受けて施行すること。
- (5) 給水分岐から止水栓又はメータ止水栓までを布設替えする場合において、配水管からの分岐口径が13 mmである場合は、分岐口径及び配管を20 mmとすること。ただし、個人所有管から分岐承諾を受けている給水管及び飲用水供給施設の給水管（以下、「給水管」という。）の修繕を施行する場合は、原則として口径を変更してはならないので、注意すること。この場合、管材料はH I V Pとすること。
- (6) 給水分岐又は止水栓からメータ止水栓までを布設替えする場合において、メータの位置が官民境界から2 m以上離れている場合は、メータの位置について甲の担当職員と協議の上、修繕を施行すること。
- (7) 側溝及び水路等をやむを得ず上越し施工する場合は、事前に甲の担当職員と協議すること。

なお、鞘管は鋼管を使用することとし、流水断面を侵さない位置に設置すること。
- (8) 鋳鉄管用サドル付分水栓を取り付ける場合は、本体にコアを挿入することとし、土壌による腐食を防止するため、防食フィルムを付属の銅線を使用してサドル付分水栓全体に巻くこと。また、埋め戻しの際は、防食フィルムを破損しないように慎重に行うこと。

(9) 止水栓等がなく不断水施工により修繕を施行する場合は、修理コックを使用すること。ただし、現場の状況により、やむを得ず補修バルブを使用する場合は、事前に甲の担当職員に許可を得ること。

(10) 布設替えの標準埋設深度は、次の数量以下としないこと。

	国道	県道	市道
車道部分	0.6m	0.6m	0.6m
歩道部分	0.6m	0.6m	0.6m

※ これにより難い場合は、甲の担当職員の指示を受けること。

(11) 上記以外の事項については、甲の担当職員と協議の上、修繕を施行すること。

4 止水栓

(1) 止水栓の設置又は取替えを行う場合は、止水栓操作に支障を来たさないように修繕を施行すること。

(2) 修繕の施行に伴い、止水栓きょうの据替え、給水管の行き先調査等を行った場合は、止水栓きょうに行き先を明記した札を入れること。

第3章 一般

1 土工

- (1) 置替工や埋戻し工を施行する場合は、掘削箇所及び影響範囲を巻き出し厚20cmで十分に転圧すること。
- (2) 転圧機械が使用できないような狭い場所を転圧する場合は、突き棒等を用いて人力にて十分に転圧すること。

2 路面復旧

- (1) 修繕完了後は、速やかに仮復旧を行い、本復旧は、原則として仮復旧から10日以内に行うこと。また、仮復旧から本復旧までの期間は、陥没事故等が発生しないように現場を管理すること。
- (2) 本復旧をする場合は、原則として道路管理者指定の影響部分まで復旧すること。

なお、復旧範囲の判断が困難な場合は、甲の担当職員の指示を受けること。

- (3) 乳剤を散布する場合は、ムラや下地のすき間ができないよう全面に十分散布すること。
- (4) カッター切断時に発生する端部の目地は、所定の材料で詰めること。
- (5) アスファルト舗装が完了するまでは、養生材により鉄蓋表面に汚れが付着しないように保護すること。

第4章 その他

1 給水装置所有者の同意

- (1) 乙は、修繕の施行が下関市水道事業給水条例施行規程第33条第1項に規定にする市において費用を負担することのできる範囲及び下関市飲用水供給施設の設置等に関する条例第17条第4項に規定する市において修繕費用を負担することができる範囲（以下「無料範囲」という。）であるかを確認し、無料範囲でない部分の修繕を施行する場合は、修繕の施行前に給水装置所有者に修繕に要する費用が有料になることを説明し、修繕費用の負担について了解を得ること。ただし、無料範囲の判断が困難な場合は、甲の担当職員の指示を受けること。
- (2) 露出管の修繕において、防寒材を設置する場合は、修繕の施行前に甲の担当職員の指示を受け、給水装置所有者の了解を得ること。
なお、防寒材を設置している場合の修繕の施行については、現状復旧すること。

2 利害関係人の同意

- (1) 乙は、民有地内を掘削するときには、土地所有者の同意を得ること。
なお、タイル復旧や復旧厚10cm以上の部分に係るコンクリート復旧については、修繕の費用が土地所有者の負担となるため、修繕の施行前に修繕に要する費用が有料になることを説明し、土地所有者の了解を得ること。
- (2) 乙は、修繕を施行する際は、近隣住民等の利害関係人に、乙の名称、修繕内容、修繕時間、断水時間その他の必要な事項を連絡し、問題が生じないように努めること。

3 関係機関への連絡について

- (1) 公道上の掘削を伴う修繕を施行する場合は、関係機関（道路管理者、警察、ガス、NTT等）への連絡が必要なため、速やかに修繕場所、修繕開始時間等の必要事項を甲の担当職員に連絡すること。ただし、休日や夜間等の甲の開庁時間外に公道上の掘削を伴う修繕を緊急に施行する場合は、乙が関係機関（ガス、NTT等）に直接連絡することとするが、警察への連絡は、原則として甲の担当職員が行うこととする。

なお、関係機関に直接連絡を行った場合は、連絡した関係機関名、担当者名その他の必要な事項を翌開庁日に甲の担当職員に報告すること。

- (2) 甲の担当職員が警察署への提出書類（位置図、保安図、標識図）の作成を求めた場合は、直ちに当該書類を2部作成し、提出すること。また、甲の担当職員から緊急修繕工事申請書の交付を受けた場合は、直ちに警察署へ提出すること。